

静岡県公立大学法人役員の報酬の特例に関する規則

令和8年4月1日 規則第67号

(趣旨)

第1条 この規則は、財政の状況を考慮し、静岡県公立大学法人役員報酬規則（平成19年規則第8号。以下「役員報酬規則」という。）に基づいて支給する報酬の額の減額等のための特例を定めるものとする。

(理事長等の給料の額の特例)

第2条 役員報酬規則の適用を受ける役員のうち、次の表の左欄に掲げる職にある常勤の役員（以下「理事長等」という。）が令和8年4月1日から令和9年6月30日までの間に支給されるべき給料の額は、役員報酬規則第4条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額と同表の右欄に掲げる減ずる割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

職	減ずる割合
理事長	100分の7
理事	100分の5

(理事長等の期末特別手当の支給割合の特例)

第3条 理事長等が令和7年12月に支給されるべき期末特別手当に対する改正後の役員報酬規則第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の177.5」とあるのは、「100分の172.5」とする。

2 理事長等が令和8年6月及び同年12月に支給されるべき期末特別手当に対する改正後の役員報酬規則第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の175」とあるのは、「100分の172.5」とする。

(端数計算)

第4条 この規則の規定により給料の支給に当たって減ずることとされる額を計算する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行し、第3条第1項の規定は、令和7年12月1日から適用する。